

議員提出議案第 37 号

尖閣諸島（魚釣島、北小島、南小島）周辺海域における係留ブイ設置に
同意を求める要請決議

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 6 年 12 月 16 日

提出者	箕 底 用 一
賛成者	仲 間 均
〃	仲 嶺 忠 師
〃	東内原 とも子
〃	友 寄 永 三
〃	長 山 家 康
〃	後上里 厚 司
〃	石 川 勇 作
〃	伊良部 和 摩
〃	登野城 このみ
〃	高 良 宗 矩

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

日本の領海である尖閣諸島（魚釣島、北小島、南小島）周辺海域に於いて、船舶（主に漁船）の安全、安心を守るための係留ブイを早急に設置することを求めるため。

尖閣諸島（魚釣島、北小島、南小島）周辺海域における係留ブイ設置に 同意を求める要請決議

尖閣諸島は石垣島から約 170 キロ、与那国島から約 150 キロ離れた東シナ海に位置する絶海の孤島であり、黒潮流れる好漁場であり、尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島周辺海域ではアカマチなどの高級魚の漁場として知られていますが、安心、安全な漁場の確保が大きな課題となっています。

同海域での漁労は日帰りではなく、ほとんどの漁船が周辺海域で停泊する形態が定着していますが、夜間の停泊は潮の流れや風向きを考慮して、安心、安全に停泊することが求められるものの実態は厳しい状況にあります。

本来なら島陰にて風を避け、波の穏やかな場所に錨を降ろし、停泊することが出来れば最も安全と言えますが、現状では島に近づくこともできず、漁港（船溜まり）の建設が悲願であります。

当市議会においてはこれまで、国に対して再三にわたり、尖閣諸島周辺海域において、漁業者が安心、安全操業ができるよう施設整備や環境整備を強く求めてきました。去る令和 6 年 6 月議会において「尖閣諸島（魚釣島、北小島、南小島）周辺海域における係留ブイの設置を求める意見書」を可決し、内閣総理大臣はじめ、関係省庁並びに沖縄県知事に対して直訴したところであります。

よって当市議会においては、地元漁業者が安心、安全に操業ができるよう国に対して「尖閣諸島（魚釣島、北小島、南小島）周辺海域における係留ブイの設置」を強く求めていくにあたり、同意していただきますよう要請いたします。

令和 6 年 12 月 16 日

石 垣 市 議 会

宛先 八重山漁業協同組合、与那国町漁業協同組合、宮古島漁業協同組合、
池間漁業協同組合、伊良部漁業協同組合